特別養護老人ホーム プレジール箕島　料金表

○特別養護老人ホーム プレジール箕島　料金表(R8年8月～)　　利用者負担分：円

	負担限度額割合	介護保険					介護保険外		1日合計	30日合計
		基本料	夜勤職員配置加算Ⅲ	栄養ケアマネジメント強化加算	サービス提供体制加算Ⅲ	褥瘡マネジメント加算(月1回)	居住費	食費		
要介護１	第1段階	589	16	11	6	3	0	300	922	27,663
	第2段階						430	390	1,442	43,263
	第3段階①							680	1,732	51,963
	第3段階②						530	1,420	2,572	77,163
	第4段階						915	2,000	3,537	106,113
要介護２	第1段階	659	16	11	6	3	0	300	992	29,763
	第2段階						430	390	1,512	45,363
	第3段階①							680	1,802	54,063
	第3段階②						530	1,420	2,642	79,263
	第4段階						915	2,000	3,607	108,213
要介護３	第1段階	732	16	11	6	3	0	300	1,065	31,953
	第2段階						430	390	1,585	47,553
	第3段階①							680	1,875	56,253
	第3段階②						530	1,420	2,715	81,453
	第4段階						915	2,000	3,680	110,403
要介護４	第1段階	802	16	11	6	3	0	300	1,135	34,053
	第2段階						430	390	1,655	49,653
	第3段階①							680	1,945	58,353
	第3段階②						530	1,420	2,785	83,553
	第4段階						915	2,000	3,750	112,503
要介護５	第1段階	871	16	11	6	3	0	300	1,204	36,123
	第2段階						430	390	1,724	51,723
	第3段階①							680	2,014	60,423
	第3段階②						530	1,420	2,854	85,623
	第4段階						915	2,000	3,819	114,573

＊３０日分として計算しています。日数の変動により、合計利用料金も変動します。

≪上記の内容とは別の費用について≫

・介護職員等処遇改善加算：合計単位数の17.2%分が加算されます。
・初期加算：1日 30単位（入所日から30日以内の期間、入院後の再入所も同様です。）
・外泊加算：1日 246単位
（病院又は診療所へ入院した場合及び居宅における外泊を認めた場合は月６日を限度に加算されます。）
・療養食加算：1日：18単位（1食：6単位）
（医師の発行する食事箋に基づき提供された食事。糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食等特別な食事の場合）
・看取り加算Ⅰ（死亡日以前31日以上45日以下については1日つき72単位）
・看取り加算Ⅰ（死亡日以前4日以上30日以下については1日つき144単位）
・看取り加算Ⅰ（死亡日の前日及び前々日については1日つき680単位）
・看取り加算Ⅰ（死亡日については1日つき1280単位）
・協力医療機関連携加算：100単位/月
・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）：5単位/月
・新興感染症等施設療養費：240単位/日（該当日のみ）
・安全対策体制加算：20単位(入所時に1回のみ)

＊職員の配置、体制により加算を算定する場合があります。
　また、施設の取り組みによっては、ケア加算・介護加算を算定する場合があります。

≪その他の費用≫

・家族会費　500円/月　年間6,000円をご負担いただきます。(生活保護の方は除く)
・日用品セット：100円/日（使用枚数・回数に制限はありません。また入院時は徴収いたしません）
・電気代　テレビ・冷蔵庫を居室内で利用される場合　100円/日（1点につき）＊入院時は徴収いたしません

＊変更のある場合には事前にお知らせします。

○介護保険負担限度額認定

	居住費	食　費	昨年度の世帯収入	預貯金等合計額の基準	
				本人	本人＋配偶者
第１段階	0	300	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯	1,000万円以下	2,000万円以下
第２段階	430	390	世帯全員が市民税非課税で年金収入等とその他の合計所得が82万6,500円以下の方	650万円以下	1,650万円以下
第３段階①	430	680	世帯全員が市民税非課税で年金収入等とその他の合計所得が82万6,500円超～120万円以下の方	550万円以下	1,550万円以下
第３段階②	530	1,420	世帯全員が市民税非課税で年金収入等とその他の合計所得が120万円超の方	500万円以下	1,500万円以下
第４段階	915	2,000	上記のいずれにも該当しない方	－	－